羽幌町各会計決算特別委員会会議録

○議事日程(第1号)

令和3年9月9日(木曜日) 午前11時28分開会

- 第 1 認定第 1号 令和2年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 第 3 認定第 3号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
- 第 5 認定第 5号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
- 第 7 認定第 7号 令和2年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 令和2年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

○出席委員(11名)

	1番	金	木	直	文	君		2番	磯	野		直	君
	3番	平	Щ	美知	扣子	君		4番	阳	部	和	也	君
	5番	工	藤	正	幸	君		6番	船	本	秀	雄	君
	7番	小	寺	光	_	君		8番	逢	坂	照	雄	君
	9番	舟	見	俊	明	君	1	0番	村	田	定	人	君
1	1番	森			淳	君							

○欠席委員(0名)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町		長	駒	井	久	晃	君
副	町	長	今	村	裕	之	君
監	査 委	員	鈴	木	典	生	君
教	育	長	Щ	口	芳	徳	君
会	計管理	里者	渡	辺	博	樹	君
総	発 課	長	敦	智	哲	批	君

地域振興課長 清 水 聡 志君 大 亚 財 務 課 長 良 治 君 財務課主幹 熊 谷 裕 治 君 町民課長 宮 崎 寧 大 君 福祉課長 木 村 和 美 君 健康支援課長 鈴 木 繁 君 健康支援課 地域包括支援 洋 君 奥 Щ 美 センター室長 建設課長 金 子 伸 君 建設課主任技師 石 __ 君 Ш 隆 建設課主任技師 笹 浪 満 君 建設課主幹 上 田 章 裕 君 上下水道課長 棟 方 富 輝 君 農林水産課長 伊 藤 雅 紀 君 商工観光課長 君 高 橋 伸 天壳支所長 竹 内 雅 彦 君 焼尻支所長 金 丸 貴 典 君 学校管理課長 酒 井 兼学校給食 峰 高 君 センター所長 社会教育課長 作 昌 巳 君 飯 兼公民館長 農業委員会 伊 藤 雅 紀 君 事 務 局 長 選挙管理委員会 敦賀哲也 君 事務局長

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 豊 島 明 彦 君 総務係長 嶋 貴 史 君 元 書 記 Щ 田 太 志 君 書 記 佐 藤 諒 輔 君

◎委員長挨拶

○金木委員長 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さきの本会議において本委員会が設置され、委員長に私が、副委員長に逢坂委員が指名を受けました。力量不足の点ご容赦をいただき、ご協力をお願いいたします。この決算特別委員会は、現行予算の執行や新年度予算の編成にもつながる大事な審査となります。町の各会計予算も一般会計と特別会計を合わせると8会計に及び、その内容も多岐にわたっております。議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか、行政効果や経済効果はどうか、また今後の行財政運営にどう役立て改善していくか、工夫すべき点はないか等の観点から評価をする極めて重要な意味を持っております。慎重な審議はもちろんでありますが、理事者側及び各委員におかれましては簡潔な質疑、答弁など、本委員会の円滑な進行にご協力賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

◎開会の宣告

○金木委員長 それでは、ただいまから羽幌町各会計決算特別委員会を開会します。 本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

(開会 午前11時28分)

◎開議の宣告

○金木委員長 これから本日の会議を開きます。

◎認定第1号~認定第8号

○金木委員長 本委員会に付託された認定第1号 令和2年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号令和2年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和2年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和2年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、以上8件を一括議題とします。

次に、審査の方法についてお諮りします。本委員会では、計数の照合審査など監査委員の審査と重複することを避け、適正な執行状況並びに行財政効果等について綿密に審査をすべきであり、監査委員の審査報告を信頼し、問題となる経理がない限り監査意見書に基づいて審査を進めたいと思います。

なお、審査に当たって証拠書類の検閲が必要となった場合、地方自治法第98条の検査 権あるいは同法第100条の調査権の特別委員会への委任についての議決がなければ、証 拠書類の提出を求めることができないという行政実例があります。したがって、本委員会では、同法第98条の検査権等の委任に基づく行使によらず、まず決算書に対する監査委員の審査意見について報告を求め、その後財務課長から決算認定資料等に対する説明、次いで上下水道課長から水道事業決算報告書の内容説明を受けた後、理事者側に対する質疑を行う方法で審査を進めていきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げましたとおり審査することに決定いたしました。 それでは、代表監査委員から決算審査意見書の説明を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○鈴木代表監査委員 ただいま議題となりました令和2年度羽幌町一般会計及び特別会計 歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書の内容についてご説明を申し上げます。

審査の意見は、平山監査委員との合議に基づくものでございます。

次のページをお開き願います。第1、審査の対象は、令和2年度一般会計と6つの特別会計、合わせて7会計でございます。第2、審査の期間でありますが、令和3年8月2日から同年8月25日までの期間であります。第3、審査の方法及び範囲についてでありますが、令和2年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、関係法令に準拠して調製されているか、予算は適正に執行されているか、計数が証拠書類に符合しているか、財政運営は健全かなどに主眼を置き、必要に応じて関係職員からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施したところでございます。なお、現金、預金残高並びに証拠書類等の確認については、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて審査を行いました。第4、審査の結果でございますが、審査に付された一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類等は関係法令で定める様式に基づき作成されており、それぞれの内容を精査した結果、その計数はいずれも正確であり、財務に関する事務の執行についても適正に処理されたものと認められました。

2ページをお開き願います。一般会計及び特別会計の決算総括表であります。合計欄で申し上げますと、予算現額は110億9, 685万7, 000円で、歳入決算額は102 億3, 588万6, 515円、執行率は92.2%であります。これに対しまして、歳出決算額は10066, 00378, 9577円、執行率は90.7%で、歳入歳出差引額167,5847万, 5589円はいずれも翌年度へ繰り越しております。

3ページを御覧願います。最初に、一般会計について申し上げます。1の概要でありますが、一般会計の決算収支状況は第1表のとおりであります。歳入総額76億3,599万3,000円から歳出総額74億6,914万2,000円を差し引いた形式収支は1億6,685万1,000円であり、この額から翌年度へ繰り越すべき財源となる繰越明許費充当額1億5,643万円を差し引いた実質収支額は1,042万1,000円の黒

字決算となっております。また、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引い た単年度収支額は2,010万円の赤字となっております。

4ページをお開き願います。2の歳入についてであります。歳入の決算状況は第2表の とおりであり、調定額80億254万8、000円に対し、収入済額76億3、599万 3,000円、収入率95.4%、執行率90.5%となっております。前年度と比較す ると、収入済額は11億9,994万9,000円、18.6%増加しておりますが、収 入率につきましては3.6ポイント、執行率は6.4ポイント減少しております。不納欠 損額は83万7、000円で、全て町税となっており、前年度と比較し、204万2、0 00円、70.9%減少しております。収入未済額は3億6,574万3,000円であ りますが、翌年度繰越事業費充当として措置された国庫補助金など3億1,534万9, 000円を除くと5,039万4,000円で、前年度同様の5,122万4,000円 と比較すると83万円、1.6%減少しております。うち町税は4,189万9,000 円で、前年度と比較し、88万1,000円、2.1%減少しております。また、収入未 済額に占める町税の割合は全体の83.1%であり、その内訳は、町民税367万8,0 00円、固定資産税3,515万9,000円、軽自動車税9,000円、都市計画税3 05万3,000円であります。税外収入は849万5,000円で、前年度と比較し、 5万1,000円増加しております。その内訳は、使用料で公営住宅使用料745万5, 000円、公営住宅駐車場使用料1万5,000円、単独住宅使用料99万5,000円、 単独住宅共益費で3万円であります。当年度は町税及び税外の収入済額は8億8,548 万8,000円で、前年度から236万6,000円、0.3ポイント減少しております。 その主なものは、固定資産税2,284万9,000円が増となったものの町民税が1, 593万1,000円、町たばこ税244万6,000円、港湾使用料376万4,00 0円、物品売払収入282万2,000円が減となったことによるものであります。地域 の経済状況が厳しさを増す中で、自主財源である町税の収納環境もますます厳しくなるこ とが予想されますが、今後とも税負担の公平、適正と、さらには税収の確保に向けて最善 の努力を尽くされるよう望むものであります。ただいま申し上げました不納欠損額及び収 入未済額の内訳は、認定資料の25ページから26ページに記載されております。

次に、5ページを御覧願います。3、歳入決算構成であります。決算認定資料12ページの記載内容に基づき、普通会計ベースで一般財源と特定財源及び自主財源と依存財源に分類しますと、第3表及び第4表のとおりであります。第3表では、決算額に占める一般財源は42億2,995万9,000円で、前年度に比較しますと、主として地方交付税及び地方消費税交付金は増加しておりますが、諸収入及び繰入金の減により8,637万3,000円、2.0%の減となっております。また、特定財源は34億603万4,00円で、国庫支出金等の増により12億8,632万2,000円、60.7%増加しております。構成比率では、一般財源55.4%、特定財源44.6%となっており、前年度に比較し、一般財源が11.7ポイント減少しております。

次に、第4表であります。自主財源は14億8,974万7,000円で、この主要部分を占める町税は7億2,278万1,000円で、前年度と比較すると403万6,000円、0.6%増加しております。主な増減として、分担金及び負担金3,654万8,000円、寄附金3,664万8,000円の増、諸収入1億2,057万6,000円の減により、前年度より全体では1億1,318万7,000円、7.1%減少しております。また、依存財源は61億4,624万6,000円で、地方消費税交付金及び国庫支出金などの増により13億1,313万6,000円、27.2%増加しております。表中ほどの構成比率では、自主財源19.5%、依存財源80.5%となっており、前年度に比較し、自主財源が5.4ポイント減少しております。

6ページをお開き願います。4の歳出でありますが、歳出の決算状況は第5表のとおりであります。予算現額84億3,924万6,000円に対し、支出済額は74億6,914万2,000円で、翌年度へ繰り越す7億2,607万9,000円を差し引くと不用額は2億4,402万5,000円となり、予算の執行率は88.5%となっております。前年度に比較して支出済額で10億6,683万5,000円、16.7%増加し、予算執行率では7.9ポイント減少しております。また、翌年度繰越額は7億1,334万1,000円、5,600.1%の増、不用額は1,853万3,000円、8.2%増加しております。不用額の予算現額に対する割合は0.5ポイント減少しております。なお、翌年度繰越しとなる事業は、27ページ、令和3年度への繰越明許費予算に記載の事業であります。

次に、第5表下段の記載内容につきましては、7ページでご説明を申し上げます。7ペ ージを御覧願います。款別の歳出決算状況は第6表のとおりでありますが、構成比の高い ものでは、総務費、民生費、土木費、諸支出金、公債費となっており、これらで支出済額 の72.2%を占めております。表の一番右に対前年度との比較を表しておりますが、主 な款別の増減内訳についてご説明をいたします。まず、総務費では7億3,841万4, 000円、133.5%の増であります。増となった主なものは、特別定額給付金給付事 業6億7,744万4,000円などであります。次に、商工費では1億2,241万4, 000円、52.6%の増となっておりますが、増となった主なものは消費活性化対策事 業、クーポン券配布ですけれども、1億175万9、000円などであります。土木費で は、2億3,486万4,000円、28.9%の増であります。これは、主として橋梁 補修工事請負費8,416万1,000円、除雪委託料8,977万1,000円、河川 改修工事請負費7、887万円の増などによるものであります。消防費では、2億5、7 96万6,000円、98.5%の増でありますが、これは主に防災情報伝達システム整 備業務委託料1億7,809万円の増によるものであります。教育費では、3億8,08 4万9,000円、46.6%減少しております。これは、主に武道館建設工事請負費2 億9、072万6、000円が減となったことによるものであります。諸支出金では1億 3,101万円、14.4%増加しております。これは、主に会計年度任用職員制度の開

始に伴い賃金がなくなり、臨時嘱託職員の報酬を諸支出金に組み替えたことから、1億6, 328万3,000円が増となったことによるものであります。

8ページをお開き願います。5、歳出決算構成であります。決算認定資料の13ページにあります款別性質別決算額調などに基づき、歳出決算額を性質別に区分すると第7表のとおりであります。決算額に占める義務的経費は23億1,784万2,000円で、前年度に比較し、人件費、公債費の減により5,348万4,000円、2.3%減少しております。また、投資的経費は7億8,432万円で、前年度に比較し、普通建設事業、災害復旧費の減により6,536万7,000円、7.7%減少しております。構成比率では、義務的経費31.0%、投資的経費10.5%となっており、前年度と比較し、義務的経費が6.0ポイント、投資的経費が2.8ポイント減少しております。

9ページを御覧願います。6の財政指標であります。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の年度別推移は次の表のとおりでございます。ア、財政力指数は財政力の能力を示す指数で、指数が1に近いほど財政力が強いとされており、本年度は0.205で、前年度より微増しております。次に、イ、経常収支比率は財政構造の弾力性を示す指標で、比率が高いほど財政の硬直化が進んでおり、通常75%程度に収まることが妥当だと考えられております。本年度は86.2%で、前年度より0.8ポイント増となっております。次のウ、ラスパイレス指数、一般行政職について地方公務員と国家公務員の平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもので、本年度は94.7で、前年度と比較し、0.1ポイント減となっております。

10ページをお開き願います。財産に関する調書であります。令和2年度における財産 の増減高及び現在高は次の表に掲げるとおりでございますが、御覧をいただくことにより、 説明は省略をさせていただきます。

12ページをお開き願います。特別会計について申し上げます。最初に、国民健康保険 事業特別会計についてであります。概要は記載のとおりであります。歳入総額から歳出総 額を差し引いた額及び実質収支額とも20万円の黒字決算となっております。

次に、2の歳入、自主財源である保険税の収入状況は次のページの第2表のとおりであります。調定額1億8,518万4,000円に対し、収入済額は1億7,031万3,000円、収入率92.0%、執行率102.0%となっております。前年度と比較しますと、収入済額は1,933万7,000円、10.2%減少し、収入率においては現年度分で0.5ポイント、滞納繰越分で9.5ポイント増加し、総体で0.9ポイント増加しております。執行率、不納欠損額、収入未済額につきましては記載のとおりであります。今後とも健全な事業運営に向け、収入率の向上に一層努められるよう要望いたすものであります。

3の歳出につきましては、9億6,000万1,000円で、昨年と比較すると1億1 95万6,000円、11.9%増加しております。この主な要因は、療養給付費及び高 額療養費の増により保険給付費が8,216万6,000円増加したことによります。

14ページをお開き願います。後期高齢者医療特別会計につきまして申し上げます。決算収支状況は第1表のとおりでありますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも24万1,000円の黒字決算となっております。以下、内容の説明については省略をさせていただきます。

16ページをお開き願います。介護保険事業特別会計について申し上げます。決算の収支状況は第1表のとおりでありますが、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定を合わせた歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも845万8,000円の黒字決算となっております。

17ページを御覧願います。2の歳入及び歳出でありますが、款別歳入歳出決算状況の上段、(1)の保険事業勘定の歳出では、前年度に比較し2,235万2,000円増加しておりますが、この主な要因は保険給付費の増が主な要因であります。また、下段の(2)、介護サービス事業勘定の歳出では、事業費が前年度に対し4,410万1,000円減少しております。これは、主としてデイサービスセンター内部改修の完了等により工事請負費が減となったことによるものであります。

18ページをお開き願います。下水道事業特別会計について申し上げます。概要は記載のとおりであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも6万2,000円の黒字となっております。以下、説明は省略させていただきます。

19ページを御覧願います。2の歳入及び歳出でありますが、款別歳入歳出決算状況は第2表のとおりであります。概要を申し上げますと、前年度に比較して、歳入では2,77万円、6.9%、歳出では2,775万7,000円、6.9%、いずれも減少しております。これは、事業費で工事請負費1,416万2,000円の減等により2,168万2,000円が減少したことによるものであります。水洗化の普及状況は、接続可能区域内人口5,642人に対し、既接続人口は4,158人で、水洗化率は前年度に比較して1.0ポイント上昇し、73.7%になっております。

次に、20ページをお開き願います。簡易水道事業特別会計について申し上げます。決算収支状況は第1表のとおりでありますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも3万5,000円の黒字決算となっております。ページ中ほどに記載の年間配水量等について申し上げますと、年間配水量は5万8,617立方メートル、有収水量は3万1,408立方メートルで、有収率は前年度に比較して3.5ポイント増加し、53.6%になっております。今後とも施設の維持管理を徹底されるとともに、有収率の向上に一層努力されるよう期待するものであります。

21ページを御覧願います。2の歳入及び歳出であります。第2表の説明を省略いたしまして、下段の水道使用料の地区別収納状況でありますが、天売、焼尻2地区の収納状況は、調定額1,520万7,000円に対し、収入済額1,495万1,000円で、収入率98.3%となっております。前年度と比較すると、収入済額は68万9,000円、

4. 4%減少しておりますが、収入率は0. 3ポイント上昇しております。

22ページをお開き願います。港湾上屋事業特別会計について申し上げます。決算収支 状況は第1表のとおりであります。収入総額及び歳出総額は1,547万4,000円の 同額であり、差し引いた額及び実質収支ともゼロ円の決算となっております。決算収支状 況を前年度と比較しますと、収入、歳出とも45万3,000円、2.8%それぞれ減少 しております。以下、内容は省略をさせていただきます。

24ページをお開き願います。各基金の決算状況であります。各基金は設置目的に沿って適正に処理されており、基金別決算状況は次の表に掲げるとおりであります。年度末現在高の合計額は、19基金で33億2,174万7,000円であります。前年度に比較して4, 198万9,000円減少しております。各基金及び増減内訳は記載のとおりであります。

25ページを御覧願います。不納欠損処分の事由別状況について申し上げます。一般会計及び国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業特別会計の不納欠損処分の事由別状況は次の表に掲げるとおりであり、適法に処理されております。不納欠損額は、関係法令の定めるところにより、消滅時効などの成立によって処理されたものであります。一般会計では税で16件、83万6,857円、国民健康保険税では7件、112万6,384円、介護保険料1件、7万400円、下水道使用料1件、1,440円、合計25件、203万5,081円となっております。決算認定資料の28ページから29ページに記載をされております。

26ページをお開き願います。繰越明許費事業調であります。令和2年開催の第5回定例会及び令和3年開催の第4回定例会において議決されたものでありますので、内容は省略をさせていただきます。

28ページをお開き願います。令和2年度羽幌町定額基金運用状況審査意見書の内容について説明を申し上げます。1、審査の対象は、羽幌町奨学基金及び羽幌町中小企業経営安定支援基金であります。2、審査の期日は、令和3年8月20日であります。3、審査の方法は、地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された基金運用状況調書につきましては各関係諸帳簿、証書類等の確認を行ったものであります。4、審査の結果でありますが、基金運用状況調書は関係諸帳簿、証書類と符合しており、適正に運用されていることが認められました。

29ページを御覧願います。基金運用状況調書であります。羽幌町奨学基金でありますが、中ほどにあります本年度運用状況では、貸付金返済金額は10名で172万2,000円となっております。本年度末現在高は、預金で1,040万8,000円、貸付金は10名で431万2,000円、合計で前年度末現在高と同じく1,472万円となっております。なお、羽幌町中小企業経営安定支援基金につきましては令和2年度の貸付けはありませんでした。

以上で一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに定額基金運用状況について決算審

査の内容とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。 ○金木委員長 ただいまからお昼休憩としたいと思います。

> 休憩 午後 0時03分 再開 午後 1時00分

○金木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に代表監査委員からの一般会計及び特別会計歳入歳出決算等審査意見書の説明が 終了しておりますので、引き続き水道事業会計決算審査意見書の説明を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○鈴木代表監査委員 一般会計、特別会計に引き続きまして、令和2年度羽幌町水道事業会計決算審査意見の内容についてご説明を申し上げます。

本審査の意見におきましても、平山監査委員との合議によるものであります。

1ページをお開き願います。第1、審査の概要でございますが、1、審査の対象は、次の(1)から(7)まで記載のとおりであります。2、審査の期間は、令和3年6月1日から6月7日までであります。3、審査の方法としまして、決算審査に当たっては、決算報告書、財務諸表、事業報告書、附属書類等に基づき計数の照合など、事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されているかに重点を置き審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けて審査の参考といたしました。

2、審査の結果でございますが、1、決算諸表について、審査に付された決算諸表は、 関係法令に準拠して作成されており、それぞれの内容を精査した結果、その計数は正確で あり、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められました。

2ページをお開き願います。2、経営状況について、(1)、経営成績でありますが、当年度は税抜き決算で総収益2億2,085万8,000円に対し、総費用は1億8,684万7,000円となっており、差引額3,401万1,000円が当年度の純利益で、前年度と比較しますと217万6,000円、6.0%減少しております。これは、総収益において1,155万4,000円、5.0%、総費用においても937万8,000円、4.8%が減となったことによるものであります。減少の主な要因は、総収益にありましては新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行動要請の影響を受け、給水収益で家庭用を除く営業用、工業用など全ての用途で水道使用料が減少し、約1,093万円の減収となっております。総費用におきましては、人事異動に伴う人件費の減及び減価償却の減によるものであります。なお、事業の経営内容を把握するため、全国平均値と比較すると次のとおりであります。アの財務比率でありますが、事業の財政状況の短期流動性、長期健全性の良否を表す財務比率を算出すると、次の表のとおりであります。(ア)、流動比率は平均値を上回っており、短期債務に対する支払い能力は依然良好であると見ることができます。(イ)、自己資本構成比率も前年度より2.3ポイント増加し、今年度も全

国平均値を上回っております。これは、組入資本金の増などによるものであります。

(ウ)、固定資産対長期資本比率も前年度より 0.5 ポイント増加しておりますが、平均値を下回っております。比率は 100%以下であることが望ましく、良好に推移しているものと思われます。

3ページを御覧願います。イの収益比率でありますが、収益性を示す数値で、比率が高いほどその収益性が高いことを表しており、営業収支比率は122.5%と平均値を大きく上回っております。総収支比率は、総費用の減少より総収益の減少額が大きいことから、0.2ポイント減少しております。また、総資本利益率も、当年度経常損益の減少により0.1ポイント減少しております。

ウの施設利用率であります。施設の利用状況の良否を総合的に表示する施設利用率は、 1日平均配水量の減により前年度より3.9ポイント減少していますが、平均値を上回っ ております。また、有収率は昨年度と比較し1.2ポイント増加しております。これは、 有収水量の減少もありますが、無効水量及び無収水量の減により配水量全体が減となった ことによるものであります。今年度も平均値を9.9ポイント下回っている状況にありま すことから、さらなる改善を望むものであります。

4ページをお開き願います。エの労働生産性では、職員1人当たりの給水人口、有収水量、営業収益は、労働生産性を端的に表すものであります。営業収益は平均値を上回っており、給水人口及び有収水量につきましても、ほぼ平均値を維持しております。

次に、オの料金に関する比較ですが、有収水量1立方メートル当たりの供給単価は311.4円、給水原価は271.1円となっており、差引き40.3円の供給益が生じております。回収率は114.9%と平均値を上回っておりますが、前年度と比較すると0.8ポイント減少しております。

5ページを御覧願います。 (2) のむすびでありますが、将来に向け安定した給水確保と水道施設の延命化を図るため、量水器取替工事及び老朽化した配水管布設替工事など計画的な補修等の事業を行い、主要施設の整備が進められてきているところでありますが、まだ有収率が全国平均を下回っております。状況の把握と原因の究明に努められたい。経営状況の中でも触れましたが、今年度は事業運営の柱となる給水収益が新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行動要請等の影響により、家庭用を除き営業用など全てにおいて減少しています。将来的にも人口の減少などにより大幅な増加が見込めないことから、今後とも効率的な事業運営と経費の縮減等、経営の健全化を図るとともに、安全で安心できる良質な水道水の供給に取り組まれることを望むものであります。なお、給水未収金は440万4,000円であり、前年度と比較し、20万4,000円、4.9%増加しております。引き続き未収金の解消に努められるよう要望します。

次の(3)、決算審査資料の第1表は、業務実績を前年度と比較し、表したものであります。御覧をいただきまして、説明は省略いたします。

6ページをお開き願います。第2表、決算額比較表であります。収益的収支であります

が、令和2年度消費税差引き後の決算額の下段にあります収支差引額のとおり、純利益は3,401万838円となっております。次に、資本的収支、下段の収支差引額8,924万3,134円の不足額は、建設改良費は損益勘定留保資金等から、また企業債償還金については減債積立金により補填をしております。

7ページを御覧願います。第3表、比較損益計算書であります。当年度中に得ました収益と費用を表したものでありますが、第2表で申し上げましたとおり、2年度の純利益は下段に記載の3,401万838円となっております。

8ページをお開き願います。第4表は、財産、財政状況を総括的に表した比較貸借対照表であります。左側の資産の部の下段の合計額は21億604万1,948円で、内訳は固定資産18億750万3,211円、流動資産2億9,853万8,737円であります。前年度に比較し、3,235万8,506円、1.5%の減少となっておりますが、この主とした要因は、有形固定資産におきまして機械及び装置で羽幌上水道自家発電施設整備工事等によります増加はありましたが、当年度の減価償却を合わせますと1,808万7,864円が減となったことによるものであります。次に、右側の負債・資本の部につきましても大きく増減をしているのは固定負債で、企業債5,758万1,611円が減額になったことによるものであります。

以上で水道事業会計審査意見の内容説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- ○金木委員長 次に、財務課長から決算認定資料等の内容説明を求めます。 財務課長、大平良治君。
- ○大平財務課長 それでは、私から決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

決算書の一番後ろのほうの黄色の紙をお開き願います。令和2年度羽幌町各会計決算認定資料となっております。1枚めくっていただきますと目次になりますが、これもめくっていただき、1ページを御覧願います。第1表、令和2年度羽幌町各会計別決算総括表でありますが、港湾上屋事業特別会計につきましては歳入歳出差引きゼロとなっておりますが、一般会計及び他の特別会計につきましてはそれぞれ剰余金が発生し、翌年度へ繰越ししております。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

2ページをお開き願います。第2表、決算の状況に関する調、一般会計でありますが、令和2年度の歳入総額、A欄では76億3,599万3,000円、歳出総額、B欄では74億6,914万2,000円、歳入歳出差引額、C欄では1億6,685万1,000円となり、これが剰余額となります。区分欄で、翌年度に繰り越すべき財源と縦書きで記載しておりますが、繰越明許費、E欄の令和2年度1億5,643万円は翌年度へ明許繰越しを行った額であり、実質収支、J欄は繰越明許費を剰余額から差し引いた額となり、1,042万1,000円となります。次の財政再建債等未償還元金はございませんので、O欄も同額となります。このように1,042万1,000円の黒字決算となっておりますが、前年度からの黒字分も含んでおりますので、それを除いた単年度収支、P欄は2,

010万円の赤字となるものであります。また、2年度中の黒字要素となる財政調整基金への積立金、Q欄の1,527万7,000円、これとは逆の赤字要素となります基金取崩し額、S欄の2,000万円、これらを加減した一番下の数値、実質単年度収支、T欄は2,482万3,000円の赤字となるものであります。

次に、3ページの第3表、一般会計款別決算額比較表の歳入につきましては町長からの 説明をもちまして省略をさせていただきます。

次に、4ページ、一般会計の歳出でありますが、監査委員からの審査意見がございましたので、説明は省略をさせていただきます。

次に、5ページ、国民健康保険事業特別会計でありますが、歳出合計で前年度対比約1億195万5,000円の増は、医療費の増加に伴う2款保険給付費の増加が主なものであります。

6ページをお開き願います。後期高齢者医療特別会計でありますが、歳出合計で前年度 対比約418万7,000円の増は、療養給付費等に要する費用が増加したことに伴い、 2款後期高齢者医療広域連合納付金が増加したことが主なものであります。

次に、7ページ、介護保険事業特別会計の保険事業勘定でありますが、歳出合計で前年度対比約2,235万1,000円の増は、介護サービス利用数等の増加に伴う2款保険給付費の増加が主なものであります。

8ページをお開き願います。介護サービス事業勘定でありますが、歳出合計で前年度対比約3,674万3,000円の減は、デイサービスセンター内部改修工事などの完了による2款事業費の減少が主なものであります。

次に、9ページ、下水道事業特別会計でありますが、歳出合計で前年度対比約2,77 5万6,000円の減は、2款事業費で雨水管渠敷設工事の減少が主なものであります。

10ページをお開き願います。簡易水道事業特別会計でありますが、歳出合計で前年度 対比約229万2,000円の減は、1款簡易水道費で天売浄水場テレメーター計更新工 事の完了が主なものであります。

次に、11ページ、港湾上屋事業特別会計でありますが、歳出合計で前年度対比約45万3,000円の減は、1款港湾施設費で各旅客上屋における修繕料の減少が主なものであります。

12ページをお開き願います。第4表、経常収支等の状況に関する調でありますが、左側の表、1、収入の状況では、決算額において、その収入が臨時的なものか、経常的なものか、またその使途が特定されているのか、特定されていない一般財源なのかを表しております。次に、右側の表、2、支出の状況では、性質別区分の決算額、A欄のうち経常的な支出額、C欄に対して一般財源がどれだけ充当されているかを表しております。これらの結果を基に算定した経常収支比率を含め、関係数値につきましては右側の下段、3、各種指標に記載しておりますので、御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

次に、13ページの第5表、款別性質別決算額調でありますが、普通会計の決算額を款

ごとに性質別に表したものであります。説明は省略をさせていただきます。

14ページをお開き願います。第6表、事業効果表の一般会計総括表でありますが、この内訳として、次の15ページから20ページまで、主立った投資的事業につきまして款別に区分をし、事業ごとに決算額、事業内容などを載せております。また、21ページ及び22ページにつきましては特別会計分となっております。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

23ページの第7表をお開き願います。歳入歳出の決算状況を目的別にグラフに表した ものでありますが、左側の歳入の円グラフでは、歳入の約4割を地方交付税が占めている 状況にあります。右側の歳出総額では、特別定額給付金給付事業が含まれる2款総務費と 扶助費が含まれる3款民生費がそれぞれ約2割を占めております。

24ページをお開き願います。第8表につきましては、町税の収入額をそれぞれ税目別にグラフに表したもので、町民税が約5割、固定資産税が約4割を占め、次に町たばこ税となっております。

次に、25ページから29ページまでの第9表、各会計(税・税外)収入状況調につき ましては、監査委員から審査意見がございましたので、説明は省略をさせていただきます。

30ページをお開き願います。第10表、給与費決算調書でありますが、会計区分では一般会計と各特別会計に、職員数では特別職と一般職に分け、給与費では報酬、給料、職員手当等に分けたものであります。下の欄で前年度と比較しており、差引の一番右側、合計欄では2,789万3,000円の減となっております。

31ページを御覧願います。第11表、債務負担行為の調でありますが、一般会計におきまして決算年度以前に議決をいただき、後年度で支出する内容を記載しております。事項別の内容は説明を省略させていただきますが、33ページをお開きいただきますと、表の一番右下の欄にありますように、次年度以降に一般財源で支出を予定している額は2億2, 560万2, 000円となっております。

次に、34ページをお開き願います。ページの左側、第12表、地方債施設別現在高調でありますが、会計別に決算年度末の未償還元金の額を記載しております。一般会計につきましては、ほとんどが減少しており、橋梁長寿命化事業や消防施設の消防ポンプ自動車購入、その他の防災情報伝達システム整備事業などが増加したものの一般会計総額では前年度より1,680万2,000円減少し、2年度末残高は64億6,743万円となっております。また、特別会計を含めた対前年度増減額では2億8,863万2,000円減少しており、2年度末残高は87億5,431万9,000円となっております。

右側の第13表のグラフは、一般会計における令和2年度までの地方債の借入れ状況と地方債残高に係る元金の償還予定額の状況を令和5年度までグラフに表したものであります。

次の35ページ、第14表につきましては、一般会計の決算額を款別、節別に集計した ものであります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。 36ページ、第15表、基金運用状況調でありますが、監査委員から審査意見がございましたので、説明は省略をさせていただきます。

次の37ページ及び38ページにつきましては、第16表、繰越明許費事業調となっておりますが、37ページは令和元年度から繰り越した事業の決算状況であります。また、38ページは令和3年度に繰り越した事業の予算であります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

次の39ページ、第17表、引き上げ分の地方消費税交付金の使途についてでありますが、社会保障施策に充てることとされている引上げ分の地方消費税交付金の充当状況であります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

次の40ページ、第18表、目的税の使途についてでありますが、特定の経費に充てることとされている目的税の充当状況でありますが、本町につきましては都市計画税と入湯税がこれに該当いたします。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上で令和2年度決算資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご 承認いただきますようお願い申し上げます。

- ○金木委員長 次に、上下水道課長から水道事業決算報告書の内容説明を求めます。 上下水道課長、棟方富輝君。
- ○棟方上下水道課長 それでは、令和2年度水道事業決算報告書の内容につきましてご説明いたします。

1ページをお開き願います。決算報告書につきましては、予算額に対して執行の実績を示す計算表で、金額にはそれぞれ消費税を含んでおります。まず、(1)の収益的収入及び支出でございますが、収入では、第1款水道事業収益で予算額2億4,125万8,00円に対し、決算額は2億4,213万9,898円となっております。次に、支出では、第1款水道事業費用の予算額2億3,132万6,000円に対し、決算額は2億422万3,438円で、不用額の2,710万2,562円は1項営業費用の薬品費及び修繕費の減、工事等の入札執行残が主な要因でございます。

次に、2ページをお開き願います。(2)の資本的収入及び支出ですが、この収支は投資的事業に係る費用と過去の設備投資に伴う企業債の元金償還が主なものであります。支出では、第1款資本的支出の決算額は9,360万6,134円となっております。これに対し、収入がないため、この全額を減債積立金及び損益勘定留保資金等により補填したところでございます。

次に、3ページをお開き願います。3ページから7ページは財務諸表で、公営企業会計方式による決算区分に従い作成したものでございます。まず、損益計算書につきましては税抜きにより全ての収益と費用を記載し、利益を明らかにしたもので、先ほど1ページで説明しました収益的収支の税抜き額及び13ページの事業収入、事業費に関する事項の内容と一致するものであります。収益から費用を差し引いた3,401万838円が2年度の純利益となっております。

次に、4ページをお開き願います。まず、上段の利益剰余金計算書ですが、表の上段左端に記載しております資本金の自己資本金につきましては、前年度に未処分利益剰余金から資本金へ組入れした5,566万1,813円を加え、7億2,115万9.392円が当年度末残高となっております。その右側に記載しております剰余金の資本剰余金につきましては、増減はございません。次に、表の中央から右側に記載しております利益剰余金のうち減債積立金につきましては、前年度の処分額3,618万6,408円を加え、企業債元金償還分5,661万3,134円を未処分利益剰余金に振り替えた結果、当年度末残高は9,839万4,700円となっております。次に、未処分利益剰余金につきましては、前年度の純利益を減債積立金に振り替え後、減債積立金からの組入れ及び当年度純利益を加え、3億8,494万3,201円が当年度の未処分利益剰余金となっております。

次に、下段に記載しております剰余金処分計算書(案)につきましては、先ほどご説明しました当年度の純利益3,401万838円を減債積立金に積立てし、企業債元金償還に使用した5,661万3,134円を資本金へ組入れし、その結果、翌年度繰越利益剰余金は2億9,431万9,229円でございます。

次に、5ページをお開き願います。5ページから7ページは貸借対照表となっております。資産の部では、固定資産の合計18億750万3, 211円に流動資産の合計2億9, 853万8, 737円を加え、資産の合計は21億604万1, 948円となっております。

次に、6ページをお開き願います。負債の部では、固定負債の合計 6 億 4 , 4 0 4 万 7 , 4 2 2 円と流動負債の合計 7 , 6 6 4 万 8 , 2 7 1 円及び繰延収益の合計 1 億 4 , 4 3 8 万 1 , 3 4 1 円を加え、負債の合計は 8 億 6 , 5 0 7 万 7 , 0 3 4 円となっております。

次に、7ページをお開き願います。資本の部では、資本合計の12億4, 096万4, 914円と先ほど6ページで説明しました負債合計8億6, 507万7, 034円を加えた21億604万1, 948円が負債資本の合計ですが、この額は先ほど説明しました資産合計の額と一致するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。8ページから16ページは事業報告書でございます。まず、8ページの概況ですが、給水状況としましては、前年度との比較で、給水戸数は55件の減、給水人口は105人の減となっております。また、主な工事では、羽幌上水道自家発電施設整備工事をはじめ量水器の取替え等を行い、総額は8,215万9,000円となっております。8ページの中段以降につきましては、財政状況を記載しておりますが、これまでの説明と重複するため、説明を省略させていただきます。

次に、9ページをお開き願います。左側に議会での議決事項等、右側に職員に関する事項を記載しております。内容につきましては御覧をいただきまして、説明は省略いたします。

次に、10ページをお開き願います。建設改良工事等の概要としまして、工事等の名称、

施工内容、工事費等を記載しております。内容につきましては御覧をいただき、説明は省 略いたします。

次に、12ページに業務量、13ページには事業収入、事業費、その他主要な事項について記載し、それぞれ前年度と比較しております。内容につきましては御覧をいただき、説明は省略いたします。

次に、14ページをお開き願います。経営分析の結果でございます。内容につきまして は御覧をいただき、説明は省略いたします。

次に、15ページをお開き願います。企業債の概況ですが、政府資金及び公庫資金を合わせた前年度末の残高7億5,824万2,167円から当年度の償還額5,661万3,134円を差し引き、当年度末の未償還残高は7億162万9,033円となっております。

次に、16ページをお開き願います。営業給水未収金調書としまして、科目ごとの使用料に係る執行額や収入額のほか、未収金の額などを記載しております。企業会計では出納整理期間がありませんが、収入率につきましては、おおむね98%で推移しております。なお、不納欠損額につきましては、羽幌町私債権に関する条例に基づき権利放棄をした債権でございます。

次に、17ページをお開き願います。以下は附属書類となりまして、キャッシュフロー計算書でございます。表の右側の下段部分になりますが、資金は前年度末から1, 358 58, 505円減少し、期末残高は2億8, 991 $\pi5$, 692 円となっております。これは、先ほど説明しました5ページ、貸借対照表の現金預金の額と一致するものでございます。

次に、18ページから21ページに収益費用、22ページに資本的収支、23ページに 固定資産の明細をそれぞれ記載しております。内容につきましては、これまでの説明と重 複するため、説明は省略いたします。

次に、24ページ、企業債明細書としまして償還状況や未償還残高、償還終期などを記載しております。

25ページから26ページは注記としまして棚卸資産の評価基準や評価方法、固定資産 の減価償却の方法などを記載しております。内容につきましては、御覧をいただき、説明 は省略いたします。

以上で令和2年度水道事業会計決算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○金木委員長 これより理事者側に対する質疑を行いますが、質疑は決算書に記載された 事業内容にとどめられるようご協力をお願いいたします。

認定第1号 令和2年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

小寺委員。

○小寺委員 それでは、質問していきます。

ページ数が不明な点が多いので、款とそこで使われる事業名等で質問していきたいと思いますので、もし分からない点がありましたら言っていただければと思います。まず、2款総務費なのですが、交際費についてお伺いします。予算額は45万円で決算額が32万130円となっています。交際費に関しては、公表するという前提でホームページにも掲載されています、令和2年度の。ただ、自分もホームページ上で確認したところ、それを上から順番に足していくと金額が30万6,380円となっていて、そこが数字のずれがあるのではないかなというふうに思うのですが、その辺を説明をお願いいたします。

- ○金木委員長 総務課、敦賀課長。
- ○敦賀総務課長 お答えいたします。

まず、決算額につきましては32万130円ということで間違いないのですけれども、ホームページのほう今確認してみたいと思いますので、確認次第回答させていただくということでよろしいでしょうか。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 自分の計算だと1万3,750円分違うので、ここの金額でいくと供花とかそういう感じのお金がどこかに紛れているのか、きちんと公表されていないのか、その金額分ずれがあると思いますので、調べて分かった時点で教えていただきたいと思います。 続けてよろしいでしょうか。
- ○金木委員長 どうぞ。
- ○小寺委員 その交際費の中でなのですが、これも公表されている内容に基づいてお聞きしたいのですが、5月の12日に2020年原水爆禁止国民平和大行進募金ということで交際費を使って募金をしていることになっているのですが、これはどういう団体でどういう目的での募金なのか、またこういう慶弔費というのですか、交際費に関しては区分がありまして、区分がその他になっているので、それは町長が認めるものということで支出しているわけです。ですので、ぜひ町長がどういう思いでこの区分で募金をしたかというのをお聞きしたいのですけれども、町長、いかがでしょうか。
- ○金木委員長 町長、駒井久晃君。
- ○駒井町長 内容を確認しますので、それからにしていただきたいと思います。
- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 内容は今言ったとおりなのですけれども、募金の目的等町長が認めて、ほかの区分に関してはきちんとあれにのっとった状態ですけれども、その他の区分に関しては町長が判断して支出したということになっていますので、その目的と団体、募金の意義を教えていただきたいのです。お願いいたします。
- ○金木委員長 駒井町長。
- ○駒井町長 調べますので、時間少しいただきたいと思いますので、後ほどお願いします。
- ○金木委員長 小寺委員。

○小寺委員 突然というか、のあれですけれども、ホームページにも載っていることです し、特にどういう目的とか、特に募金というのが自分はとても気になっていて、ほかのた くさん世間にはいろんな募金活動もしているところがあるのですけれども、ここの団体な のか、ところに公費として交際費ということで町長が認めたというか、決めて支出してい るわけですから、より具体的に教えていただきたいなというふうに思います。

それでは、飛ばして次。

- ○金木委員長 次のがあればどうぞ。
- ○小寺委員 同じく、総務費の中で広報広聴の事業についてお伺いいたします。

これも令和2年度の予算審議の中で質疑があった内容だと思うのですが、質疑の中でよりよい発信をすべきだということで定期的に町長のメッセージを発信してはどうかという予算委員会での話なのですけれども、町長はその中で回答として必要性は感じているということで、今後は頑張っていきたいということで令和2年度の予算委員会ではおっしゃっていらっしゃいました。ただ、自分も何回かメッセージのほうを確認させてもらったのですけれども、あまり更新されていないのかなというふうに思っているのですが、自分の記憶でいうと昨年の11月から更新されていないのではないかなと思うのですが、その辺積極的な情報発信ということと、町長が予算委員会の中で今後頑張って発信したいという発言もあった中で更新が少ないのではないかというふうに思うのですが、いかがお考えでしょうか。

- ○金木委員長 駒井町長。
- ○駒井町長 なかなか時間がなくてできなかったというようなこともありますので、今後とも続けるような方向で頑張りたいと思っています。
- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 町民の方も含め、予算委員会の中では町民に対してのメッセージも必要ではないかと。もちろん町外の方へのメッセージも含まれた内容だとは思うのですけれども、なかなか町民と触れ合う機会がなかったり町長の発信がないことも多いので、今後頑張っていただきたいなというふうに思います。

続いて、いいですか。

- ○金木委員長 どうぞ。
- ○小寺委員 4款なのですが、これも事業名でいくと火葬場の運営事業ということで、これもまた予算委員会の中でも触れていました。天売、焼尻の火葬場は何年も使われていないのではないかということで、令和3年ももちろん管理費ということで計上はされているのですけれども、その中で大規模な修理がある時点では廃止も検討しなければいけないというふうに考えていらっしゃったのですけれども、令和2年の管理状況、運営状況含めて今後についても町の見解のほうを教えていただきたいというふうに思います。
- ○金木委員長 町民課、宮崎課長。
- ○宮崎町民課長 お答えいたします。

離島地区の火葬場の件でございまして、火葬場につきましては両島ともここ数年稼働実績がない状況でして、特に焼尻の部分につきましては令和2年度から管理人を公募するも応募がないというような状況が続いております。それで、今年度につきましては焼却炉等設備の点検を行っておりまして、今現在その結果を待っているような状況があります。それで、その結果によってもし先ほど委員がおっしゃられたような大規模な修繕ですとかそういうところがあれば、その結果をもって方向性を判断していきたいと、そのように考えています。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 どんどん続けたほうがいいですか。一回休んだほうがいいですか。
- ○金木委員長 どうぞ。
- ○小寺委員 すみません。それでは、7款についてです。7款の観光施設閉鎖事業ということで令和2年度、朝日公園の閉鎖に伴う看板の撤去ですとか中のあずまやの撤去ですとかトイレの撤去を行ったと思うのですけれども、その関係で公園自体がなくなった影響、キャンプ場も兼ねていましたので、そういう問合せですとか公園がなくなったことへの影響というのがもし分かれば教えていただきたいのですが。
- ○金木委員長 商工観光課、高橋課長。
- ○高橋商工観光課長 お答えいたします。

朝日公園ということで公園がなくなったということですけれども、キャンプ場の問合せは何件か来ておりました。ただ、去年、おととしとなくすときにはビーチのほう開いていた部分もありましたので、そちらのほうを紹介する、もしくは羽幌町内であれば離島のほうキャンプ場ありますので、そちらのほうを紹介するという形で対応しております。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 キャンプ場が町内のほうにないということで、今年度ですか、閉鎖するときに話したときに周辺の町村を紹介するという話もあったのですが、逆に言うと今コロナ禍でキャンプのブームというのもありますし、羽幌町内、市街地にも今後キャンプ場に代わる、朝日公園に代わるものが、代わる場所というのも今後考える必要があるのではないかなというふうに思います。ぜひ観光面についてもキャンプ場という昔からあるものですけれども、ビーチではない場所でそういう対応が今後できればいいのかなということと、あとは両島にはキャンプ場、今年もですか、閉鎖にはなっていますけれども、そこを充実させるですとか、うまくキャンプ場を活用したりですとか、それを新たな観光資源として考える時期にも来ているのではないかなというふうに思っています。今後のキャンプ場についてもし考えることがあれば見解というか、考え方を教えていただければと思います。
- ○金木委員長 高橋商工観光課長。
- ○高橋商工観光課長 お答えいたします。

キャンプ場につきましては、今委員おっしゃられるように、コロナということでキャンプ場の需要がかなり高まっているという部分は承知しております。離島についても今は閉

鎖しておりますけれども、それまではキャンプ場目当てでということで観光客もしくはキャンパーの方が来島されているのも事実でございます。町内にキャンプ場がないということで、そちらに関しては何かしらのものを、ちゃんとしたキャンプ場というか、お金が取れて管理できるようなキャンプ場というのも考えなければいけないかなというのは原課のほうでも協議はしておりますので、その辺はこれから協議進めていきたいなとは思っております。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 続いて……

(「関連で」と呼ぶ者あり)

- ○金木委員長 村田委員。
- ○村田委員 すみません。今の朝日公園の閉鎖事業の中で、閉鎖事業ということで使われなくなったのですが、どの程度の閉鎖の中身、建物等だけの撤去で終わっているのか、あと危険な箇所とかもきちんと改修されて危なくないようになっているのか、そこら辺を聞きたいと思います。その理由は、今現在閉鎖されていますが、子供たちが入ろうと思ったら簡単に入られるような閉鎖しか、単管1本がなっているだけしかなくて子供たちなんかは自転車ですっと入っていけるような状態のままずっと置かれているのです。そういう状態ですから、そこら辺のことを聞きたいのと、その後これから閉鎖した朝日公園そのものをどういうふうに、草ぼうぼうのまま最後終わらせるのかどうするのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。
- ○金木委員長 商工観光課、高橋課長。
- ○高橋商工観光課長 お答えいたします。

閉鎖によりましてトイレ等撤去はしております。池に関しても水を抜いて埋めるという作業を継続してやっております。それ以後の公園の利用につきましては、キャンプ場としてでも使わないので、もう電気も走っていないような状況ですので、それにつきましては今後どういう状況で使うかというのは検討していかなければいけないかなとは思っております。

- ○金木委員長 村田委員。
- ○村田委員 今の答弁でいくとまだ確定的な部分ではない、これからどういう形ということもあるということであれば、最低今の状態でいくと人が歩いてでも自転車でも通れるような状態なので、もしそうしてほしくないのであれば入り口をそのようにしなければならないでしょうし、そこら辺はきちんと、閉鎖したのですというのであれば人が取りあえず入れないようには最低限して、今言ったこれからのことは決まったら決まったでまたどういう形でするかというところはきちんとやっていかないと、ふだん通ったりも、勝手に入って何かあったとかいうことがあっても困りますので、そこら辺はきちんと管理とか観察というのですか、してもらいたいなと思うのですが、そこら辺はどういうふうに考えますか。

- ○金木委員長 高橋商工観光課長。
- ○高橋商工観光課長 お答えいたします。

まだショウブという部分で少し残っている部分がございましたので、通れるようにはしているところであります。人が通れるという状況でありますので、その辺は考えさせていただきたいと思います。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 7款の続きでいきます。企業従業員住宅建設促進事業の300万の件なのですが、昨日の一般質問でも少し触れられていたとは思うのですけれども、改めて過去、令和2年も含めた実績を教えていただきたいのですが。
- ○金木委員長 高橋商工観光課長。
- ○高橋商工観光課長 お答えいたします。 令和2年度につきましては実績がございませんでした。
- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 ちょっと遡っていただいて、もう少しその前の、初年度はたしかあったと思 うのですが、何年間申請がなかったかというのを教えていただきたかったのですが。
- ○金木委員長 高橋商工観光課長。
- ○高橋商工観光課長 お答えいたします。

平成30年から始まりまして、30年度に1件の実績がございました。令和1年、2年 に関しましては実績がなかった状況になっております。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 となると、そこは見直す段階に来ているのではないかなというふうに思います。問合せは以前あるということではあったのですけれども、実際に工事がされない、予算が執行されないということが2年続いているということだと思うのです。本来であれば需要があって、そのものに対して予算立てをしてなるべく使っていただくという形がいいのですけれども、比べてはいけないのですけれども、例えば以前にあったリフォーム補助の関係だと実績もありますし、今後の希望もあったのですけれども、急遽やめるということもあったのです。ただ、この事業に関しては2年間据置きで予算が執行されていないという状況もありますので、新たな展開に今後移行していかなければいけない事業なのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺のほういかがでしょうか。
- ○金木委員長 高橋商工観光課長。
- ○高橋商工観光課長 お答えいたします。

昨日の一般質問でも少し述べさせていただいているのですけれども、実績が1件しかないということで見直し、廃止を含めた中で協議はしていたところで、ただ今現在コロナ禍ということで社宅を建てるという事業者自体が少ないということもありまして、ただやめてしまうのではなく制度を残しつつ、次の対応までできればいいかなということで、見直し作業は今は続けております。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 自分はもちろん見直し作業をする上で、やっぱり町民の求めるものもしっかりと事業に盛り込んでいく必要があるのではないかなというふうに思います。もちろんコロナ禍はありますけれども、結構大きな300万というお金です。それを2年連続ゼロということであれば、その金額でまた違う振興策を含めたことを今後考えていったほうがいいと思っていますので、ぜひ検討を重ねて町民にとって、事業者にとってよい事業を今後来年以降つくっていっていただきたいなというふうに思っています。

まだ続けていいですか。一回休みますか。

○金木委員長 質問はここで待っていただいて、先ほどの交際費に関わっての答弁の準備 ができたようですので、答弁を許します。

敦智総務課長。

○敦賀総務課長 先ほどご質問のございました町の交際費の決算額とホームページの公表額の違いがあるということのご指摘でございましたが、ホームページのほう確認いたしますと令和3年3月分の3月の18日に札幌ベルエポック製菓調理専門学校の卒業式に卒業祝い花を支出しておりました。1万3,750円ですが、この部分がホームページのほうに載せるのが漏れていたということで今後気をつけたいと思います。

引き続き、他の募金の関係、町民課のほうから答弁させていただきます。

- ○金木委員長 町民課、宮崎課長。
- ○宮崎町民課長 先ほど小寺委員のほうからございました原水爆禁止国民平和大行進に係る募金の関係についてお答えをしたいというふうに思います。

団体名につきましては原水爆禁止国民平和大行進北海道実行委員会でございまして、協 賛金の額につきましては5,000円を支出しております。目的につきましては、例年全 国的に行われている原水爆禁止国民平和大行進を行っておりまして、北海道の中でも数コースの中で実施をしております。北は幌延町から南は石狩市までのルートの中に当町も入っていると。この平和大行進の成功のために募金をご協力願えないかという文書が実施前、例年ですと4月なのですが、文書がこちらにありまして、この対応としまして賛同してよいかどうかということで毎年町長の決裁をいただきながら協賛金、募金を支出しているというような状況になっております。

以上です。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 それでは、成功のための協賛金、ホームページ上では募金という形になっているのですが、ほかの団体ですとかいろんな募金活動をしている団体も、例えば町にこういう目的で募金をしたいということであれば町の公費として交際費を使って支出することも可能であるというような解釈でよろしいのでしょうか。
- ○金木委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分 再開 午後 2時01分

- ○金木委員長 休憩前に引き続き会議に戻します。 総務課、敦賀課長。
- ○敦賀総務課長 お答えいたします。

基本的に過去において一般的なそういう募金とかで町に要請ということもあまりなかったものですから、今回原水爆の関係というのはまれなケースなのかなと思います。一般的に募金で町に対してお願いしますというものは、基本的に個人で出すだとかということではやっている部分はあるかもしれませんけれども、町に対する要請という部分では過去に例が原水爆の関係以外にはないものですから、もしあったとすればそういう個々の事例に基づいて出すべきかどうかという判断をしていくというような形になるかと思います。

○金木委員長 小寺委員。

○小寺委員 まれなケースであろうと町の交際費を使うということなので、ある程度の決 まりがないと、交際費の使う用途の中には最終的には町長の判断でということになってい るので、この募金はよくてほかは駄目とか、もちろん例えば町内のものに関しては寄附行 為、個人ではないので、寄附行為にはならないかな、ただいろんな協力金とかを求める団 体も本当は町に助けてもらいたいというようなものも、各課で対応していただいたり教育 委員会も含めた予算の中でやるものもありますし、ただそれが町内規模ではなくて全国規 模、下手したら世界規模の団体であれば募金が交際費から出されるという、これはあくま でもここの団体ですけれども、この団体だから許しているのか、それとも主義主張、この 原水爆を禁止しようということに羽幌町として応援するという意味で支出しているのか、 その辺の基準が町長によって変わってくるのか、その辺もうちょっと詳しく、まれな事例 では、確かに令和2年に関しては1件しかありませんでしたけれども、それを知って羽幌 町に交際費を使って募金をお願いしたい、協賛金をお願いしたいという場合にいいです、 悪いですという基準がしっかりしていないと、なので町長自身の主義主張で決めているの か、これには賛同しましょう、これは駄目ですよというふうに、でもその他の区分に関し ては町長の判断なわけですから、その辺はしっかりともう少し説明していただかないと、 今後そういう団体がないとも言えないと思いますので、その辺もう少し詳しく説明ができ たらうれしいのですが。

○金木委員長 駒井町長。

○駒井町長 支出についてその基準等をということでございますが、私がなる以前の支出から続いておりまして、委員おっしゃるとおり原水爆ということでやったのではないかという思いで私も続けておりますし、今後におきましてもそういった基準というものを設けて出すとか出さないとかということには多分ならないと思いますし、まず出すほうがまれだろうというふうに考えております。それで、そういうものをつくれとおっしゃいますけ

れども、つくるほどのあれではないというふうに思っております。

○金木委員長 小寺委員。

○小寺委員 自分はあくまでも令和2年度の決算ということで令和2年の支出に関してお伺いしているわけで、過去をずっとやっているから、出しているのだということには自分はそれは理由にはならなくて、それはしっかりと令和2年に関してはこういう理由で支出しましたというふうに言っていただかないと、何もルールをつくれというふうには言っていないのです。ただ、きちんとそれが町民に対して説明できる支出であったかということを聞いているだけなのです。だから、過去に平成とかそこに支出していたから、令和2年も支出しましたという説明はあまり丁寧な説明ではないと、あくまでも令和2年度の決算ですから、令和2年にどういう決断をしてそこに協力するのだというふうにして説明していただいたほうがいいかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○金木委員長 町民課、宮崎課長。

○宮崎町民課長 私のほうから先ほどそういう踏み込んだ部分が漏れていまして、認識がなかった部分あったのですけれども、実は当町で平和の町宣言ということで昭和59年の7月にこれは議決されているものです。それで、その中で非核三原則の堅持はもとより核戦争の脅威を排除するために地球上から永久に核兵器が廃絶されることを強く願うというようなものでこういった宣言を行っておりまして、本件原水爆の部分につきましてはこの考え方もありますから、そこに合致をしているのかなと。そういう中で支出をしているというところもありますので、この辺もご理解いただければというふうに思います。

○金木委員長 小寺委員。

○小寺委員 そういうきちんとした過去の事例があってという説明でしたらまだ理解はできるのですけれども、先ほどのような答えというか、ですとなかなか理解もできないのではないかなというふうに思います。自分もそういう宣言が羽幌町にどれぐらいあるのか、それも把握はしていないのですけれども、特に公表する交際費ですので、きちんとした誰が聞いても理解できるような形でしっかりと支出を今後もしていっていただきたいなと。町民に聞かれてもすぐ答えれるような、確認しますということではなくてきちんとした、せっかく公表しているわけですから、理由づけも含めてしっかり説明できるようにしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○金木委員長 時間も大分経過しましたので、暫時休憩を取りたいと思います。

休憩 午後 2時09分 再開 午後 2時20分

○金木委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。森委員。

○森委員 今の小寺委員の関連で、率直に言うと金額も小さいし、今回こういう議論があったので、また改めて来年度予算について見直しかけていただけるのかなと、是非は別としてと思っていたのですけれども、最後の宮崎課長の答弁で、いわゆる平和宣言との絡みで町が決めているので、これはいいことだから、出すのだというふうに終わりかけたので、私としてはちょっと一言意見も含めて発言をさせていただきます。

まず、問題は政治的な団体等に対しての支出というのは過去見直しをかけまして、それはどの政党であれ、例えばこの辺の出身の代議士等の集会等でも町長もそういう場合には公費を使わないで身銭を切っていくと。それは中立性を保つと、地方自治体としてはという精神の中でやっていると思います。あえてこの主催団体については、これまでは申し上げませんけれども、少し前はある種ある党が一つ、最近は別な党も加わって、具体的にもう名前も表に出ていますから、かなりな政治的な色合いが非常に強いということがあります。でも、始まった当初はほぼ全ての政党が構成していたのです。そこから自民党が抜け、民主党が抜け、旧社会党が抜けというのはいろんな経緯があって抜けていったわけです。そういうことがありますので、次年度予算についてはその団体が政治的なものがあるかどうか、その他も含めて再検討して予算の措置に当たっていただきたいと思いますけれども、現時点での考え方をお聞きしたいと思います。

○金木委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分 再開 午後 2時22分

- ○金木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 町民課、宮崎課長。
- ○宮崎町民課長 お答えいたします。

ただいま森委員からもご意見もありましたので、その点も踏まえながら次年度の対応考えたいというふうに思います。

- ○金木委員長 工藤委員。
- ○工藤委員 7款の商工費のことを聞きたいと思います。

不用額が1,435万3,435円となっております。コロナの関係でたくさん予算が執行できないというのがあるから、これだけの金額が不用として残ったのかなと思うのですけれども、コロナ関係の関連で執行されないで残ったのだというその金額はこの中のどのぐらいになっているのか知りたいのですけれども。

- ○金木委員長 商工観光課、高橋課長。
- ○高橋商工観光課長 お答えいたします。

コロナ交付金絡みでというところではほぼない状態です。通常の企業振興であったり何であったりという事業の実績として残った部分、それとあと商工会の補助金に関しまして

人件費の圧縮等で残った分ということで合わせてこの金額になっております。

- ○金木委員長 工藤委員。
- ○工藤委員 そうしたら、予算組んだ中で残ったのがこの数字だということですか。
- ○金木委員長 高橋課長。
- ○高橋商工観光課長 お答えいたします。 おっしゃるとおりです。
- ○金木委員長 工藤委員。
- ○工藤委員 もう一点、この資料ではちょっと分からないのですけれども、町民課で担当 していた空き家対策と解体の部分の予算がたしか1,500万だと思うのですけれども、 それはどのぐらい使われていたのか知りたいのですけれども。
- ○金木委員長 町民課、宮崎課長。
- ○宮崎町民課長 お答えいたします。

空き家対策の補助事業の実績ということで、令和2年度につきましては全体で1,113万円でございます。内訳としましては、改修の部分につきまして175万円、それから解体につきましては938万円となっております。

以上です。

- ○金木委員長 工藤委員。
- ○工藤委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○金木委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 歳出の62ページ、不用額の部分で2億4,402万4,612円不用額ということで、僕も分からない部分がありまして昨日財務課のほうに行きまして、課長のほうからいろいろと教えていただきました。その中で当然予算だから、ある程度予算をつけておかなければいけない部分もありますし、国からの部分とかでどうしてもその分余るとかいろいろと教えてもらったのですけれども、その中で、今工藤委員おっしゃっていましたけれども、令和2年度、コロナの関係でいろいろと事業が実施されなかったという部分も含んで今回このような不用額になったのかなとも思うのですけれども、まずそんなことでよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。
- ○金木委員長 財務課、大平課長。
- ○大平財務課長 お答えいたします。

全体的な不用額の関係ですので、私のほうから答弁させていただきますが、全部がどうかというところまでは自信ないのですけれども、コロナの関係で事業が中止になったものにつきましては早い段階で、分かった段階で次の定例会等々の部分で減額補正をさせていただいているというふうに認識しておりますので、基本的にはコロナの関係で事業実施ができなくて残ったというのはほぼないのではないかというふうには捉えております。

- ○金木委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 ほぼないということですけれども、昨年、令和元年度の予算に対しての執行

率というのは96.6%、代表監査委員からの報告でありまして、令和2年度は88%ぐらいだったのかなと思います。そういった部分で、何を言いたいかといいますと、昨日も一般質問させていただきましたけれども、新規事業をやるに当たっては今のやっている事業を見直して、廃止にするか事業内容を見直して財源を圧縮して、その出た部分で新規事業を考えていくということだとは思うのですけれども、その中で、財務課長のことをこう言うとあれですけれども、かなりシビアにといいますか、かなり実績ベース、決算ベースで事業組んでいるのかなというのも見受けられますので、そうなってくるとどうしてもこれ以上財源を圧縮するという部分が難しくなってくるのかなとも正直思ってはいます。ただ、先ほどの社宅建設でいけば令和2年度の予算が300万で使われなかった。ただ、令和3年度については100万とかで計上していたのかなと。やっぱりそういうふうにどんどん、どんどん減らしていく中で、今後どのようにして事業費を浮かせるというか、そういった部分ある程度の、何年度ごとに見直すだとか、そういった役場としてのルール的な部分とかそういったのがもしあれば、現時点で答えられる範囲でいいので、教えていただきたいと思います。

- ○金木委員長 財務課、大平課長。
- ○大平財務課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、残っている部分はこの数字で見ると、かなり大きな金額になる と思います。ただ、この分全部もし執行してしまいますと、財源としてはどこかの基金を 繰り入れないと全部は使えない形になっております。ただ、予算編成のときに毎回各担当 課のほうには通知は出しておるのですけれども、基本的には事業については毎年度見直し をしていただきたいと。実績がないものについては廃止等も含めてという形でかなり厳し い文書にはなっております。ただ、原課といたしましては関係する団体ですとかそういう ところの兼ね合いもあって、なかなか中止というところまではいけていないのかなという 気もいたしております。ただ、どうしても町民の方々が必要とする事業が新しく出た場合 は財源を確保しなければできませんので、その辺は各担当において適切に、事業の実施が ないようであれば、団体としてもなくてもいいというような返事をいただければ、そうい う部分については一旦中止なり縮小なりをしていただいて皆さんが本当に必要なほうに振 り向けていければいろんな事業もできるのかなと。予算査定におきましては、理事者のほ うがやりたいというものまでも我慢してもらっている部分もありますので、そういうとこ ろも含めて事業ができる形にはしていきたいと思っております。ただあと、どうしても何 年になったら見直しをするという形は今現状ルール化はしておりませんので、事業によっ てはたまたまその年がなかったというのもあるかもしれませんので、その辺はある程度の 一定のスパンで担当課で確認していただいて、予算前にはできれば各団体のほうとも話を 終わらせていただいて、理解をいただいた上で縮小等々するものについては縮小していた だいて、新たな事業のほうに振り向けができるような形で対応は考えたいと思っておりま す。

- ○金木委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 毎年度見直しをしながらという部分もありますし、ただ今年たまたまやらなかったから、ではすぐ必要ではないよということにもならないと思うので、ある程度見ながらという部分で今後予算を組んでいくのかなとも思いますけれども、本当に一つの課だけではどうしても難しいところもあると思うのです。昨日僕が言った建築業振興でいけば建設課長と町民課長いろいろと答えていただいていましたけれども、位置づけとしては中小企業の部分というのも含まれてきますので、そういった部分いろいろな課をまたいでこういった事業ができるのではないかというのがあればぜひとも考えていただきたいと思います。

もう一つだけ。基金のほうでいきますと154ページになります。 (16) の助産師看護師修学基金と (18) の羽幌町保育士等修学基金、これについてお聞きしたいのですけれども、これについては事業の財源としては全て基金で賄っているのかどうなのか、その辺お聞きしたいと思います。

- ○金木委員長 財務課、大平課長。
- ○大平財務課長 お答えいたします。

貸付金につきましては基金のほうを充当して、基本的には全額充当して実施している形 になっております。

- ○金木委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 全て基金のほうを充当しているということですけれども、両事業とも本当に 必要な事業だと思いますが、どうしても基金が枯渇してしまうと、この事業そのもの、今 基金を全て充てているということですけれども、基金がなくなってしまったら事業をやめ るのか、その辺の考え方というのをお聞きしたいと思います。
- ○金木委員長 財務課、大平課長。
- ○大平財務課長 お答えいたします。

基本的には事業の継続をしていく限りは基金の残高を確認しながら、不足が生じるようであれば適切な時期に基金に積立てを行いまして事業のほうを継続していく形になると思っております。

- ○金木委員長 阿部委員。
- ○阿部委員 分かりました。ぜひ基金を積み立てられるなら積み立てていって事業を続けていただきたいと思いますが、先ほどの部分にもそうですけれども、では余った部分を基金に積み立ててしまったら結局のところ新規でとかいろいろな急遽やれる事業というのがどうしても少なくなってしまうのかなとも思いますので、その辺正直僕も財政の部分については素人ですので、分からないこともたくさんありますので、今後何か分からないことがあったらまた担当課のほうに行って勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でよろしいです。

- ○金木委員長 村田委員。
- ○村田委員 私のほうから4款衛生費の2目の健康センター運営費に入ると思うのですが、 風しん追加的対策事業についてお聞きしたいと思います。

当初予算で567万9,000円予算化されていまして、対象年齢もあってどれだけ執行されたのか、また羽幌町として対象者はどのぐらいいて、どのぐらいの方がこれを受けているのか。この目的として任意なのか、どういう形までしなければならないのかも教えてください。そして、その結果令和3年度にも予算づけがされているので、そこら辺を教えていただければと思います。

- ○金木委員長 健康支援課、鈴木課長。
- ○鈴木健康支援課長 お答えをいたします。

まず、令和2年度の対象人数でありますけれども、504名、これは令和元年度が昭和47年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれの男性、令和2年度が昭和41年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性です。令和元年度の未検者、受けていない方含めて令和2年度は対象者は504名です。2年度の検査数ですけれども、80名が受検をしております。受検率は15.9%であります。これは、成人男性に関して風疹の抗体があるかないかということをまず調べまして、抗体があればそこで終了となるのですけれども、抗体がない方に対しては風疹のワクチンを接種して抗体をつけるという事業になっております。この抗体をつけるためのワクチン接種対象者が26人中17名が接種しておりまして、接種率が65.3%という状況になっております。令和2年度はです。

- ○金木委員長 村田委員。
- ○村田委員 今の答弁でいくとまだ抗体検査をしていない方もかなりいらっしゃるので、 令和3年度にも予算を組んでいるということでよろしいのですか。
- ○金木委員長 健康支援課、鈴木課長。
- ○鈴木健康支援課長 そういう形になります。これに関しましては、国のほうの法律の改正でできた部分でありますので、町単独でやめるとか、やめないとかというようなものでもなくて、それで受検者が少なくなりましたので、先ほど午前中の補正の中にもあったかと思いますけれども、減額をして国にその分の金額を返しているという状況であります。 ○金木委員長 村田委員。
- ○村田委員 そういう形でいくと、だんだん対象とする町民の方も減ると思うのですが、早く終わらせるためには広報なりなんなりで周知してみんなになるべく検査を受けてもらえば単年度というか、早いような形で終わると思うのですが、そこら辺は今までの年数も踏まえて令和3年度は何かそういう対策とか受けてもらうための方策とかはあるのですか。
- ○金木委員長 健康支援課、鈴木課長。
- ○鈴木健康支援課長 お答えをいたします。

これに関しましては、先ほど申し上げましたとおり、対象者が限定されるものですから、直接対象の方には通知を出しております。例えば前の年に未受検だった方に関しては、当

然ですけれども、次の年も同じように通知をしているところです。ただ、いろいろ電話等で聞く中で保健師等から話を聞きますと、コロナになってからそもそも病院に行くのがちょっととかという方がおられるということで、なかなかそういう勧奨の手応えが感じられていないというのが現状のようであります。さらに申しますと、大人になってからの予防接種というのはなかなか抵抗感が強いということもあるらしくて、コロナのワクチンが終わってからという方も若干名おられるようですので、今後の推移を見ながら委員おっしゃられたようなことで対応させていただければなというふうに思っております。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 監査意見書の11ページにあった財産の関係の物品の関係で、なかなか全物品というのを知る機会がなくて、監査意見書の中に入っていた項目があったので、質問させていただきます。

11ページで前年度と比較して増えたもの、減ったものという中で減ったものの中に例として太陽光発電システムと、地域振興課が担当しているものだと思うのですけれども、これは文面でいくと更新ではなくてあくまでも減ったというものだと思います。この太陽光発電のシステムはどこで使っていてどういう状況で、廃棄になったのかとは思うのですけれども、その辺の使用の実態と、減ったわけですから、もうないわけなのですけれども、更新しないでそのまま減になったというところの理由づけというか、それが分かればなと思ったのですが。お願いします。

○金木委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時43分 再開 午後 2時44分

- ○金木委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。地域振興課、清水課長。
- ○清水地域振興課長 お答えいたします。

これは、公会計の中のくくりの中で物品から工作物というふうに移行したということで、 物としてはそのまま継続であります。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 分かりました。ちなみに、これはどこでどのように使われているものなので しょうか。
- ○金木委員長 地域振興課、清水課長。
- ○清水地域振興課長 お答えいたします。

羽幌町エコアイランド構想という事業がございまして、天売小中学校のほうに平成26 年度に導入しました太陽光パネルですとか風力発電ですとか、そういった設備のことになります。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 分かりました。

続いて、もう一つだけお伺いします。せっかく監査意見書を見ていると思うので、24ページの基金一覧になると思います。聞きたいのが羽幌町役場庁舎等整備基金について。令和2年に関しては前年度増減がゼロということでなっています。以前には1億円どんと積んだときもありました。そして、いろいろ毎年というか、聞くときには余裕があるときには積んでいきたいというような話だったのですが、令和2年では一円も積んでいない、いつも何千円とかそういう形で少しでも積むというような形で以前は説明があったと思うのですが、ゼロというものの理由がもしあれば教えていただきたいのですが。

- ○金木委員長 財務課、大平課長。
- ○大平財務課長 お答えいたします。

庁舎等整備基金につきましては何度かご質問もいただいて、答弁もさせていただいたと思っておりますが、基本的には決まった金額、幾らぐらい積んでいくかという部分につきましては方向性が示された段階で一定額を積んでいきたいという形で答弁させていただいたと思います。昨年等載っていた部分につきましては、定期等積んで預金利息がついた分について積立てを行っていたというふうに認識しております。今回につきましては、そういう部分がございませんでしたので、増減がなかったと、そういうことでございます。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 何でこの基金を質問したかというと、先日北海道新聞の中で留萌管内の庁舎が、8市町村あると思うのですが、そのうちの6市町村、もちろん羽幌町も入っています。耐震ですとかそういう作業がまだ行われていないという調査が出ていました。それで、以前に計画が決まったらまとめて積むという話もあれば計画も何もないのだけれども、積むのだという答弁もあったと記憶しています。そして、駒井町長に関しては何年か前の選挙のときに役場庁舎について任期中にある程度の道筋をつけるというのが公約の一つだったかなというふうに自分は受け取ったのですけれども、令和2年の段階では計画もないし金額も積んでいないという中で、今後耐震化なのか、その辺も含めた方向性をあと1年足らずでつけいくのか、それとも今の段階で町長の中でお考えが決まっているのであれば教えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。
- ○金木委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時48分 再開 午後 2時49分

- ○金木委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。 駒井町長。
- ○駒井町長 今まで申し上げておったと思いますが、コロナ等もありましたので、これか

らまた検討のほうへ時間をつくって進めてまいりたいというふうには考えております。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 それは、あと1年以内に方向性を出すということでいいのでしょうか。
- ○金木委員長 駒井町長。
- ○駒井町長 それは現段階では申し上げられません。
- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 自分としては選挙でそういうふうな約束をされたと思っているので、任期中にということで限定されていたわけで、あと1年少しの間に方向性を出すのかなと。そして、先ほど財務課長が計画がない中で、計画ができればちゃんと計画的に積み立てていくという話はしたのですけれども、決算上では増減がゼロということで計画がないのだなと、決算ベースでいうと何も計画がないのではないかなと。ただ、今町長が進めていくということは、この1年以内にある程度の方向性を出すというふうに私は捉えたのですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。
- ○金木委員長 駒井町長。
- ○駒井町長 具体的にそういうことはご本人の感覚で捉えるのは勝手な、勝手という言い方は失礼ですけれども、それは自由でございますので、どう取られてもいいのですけれども、時間的にはそう言うしかないかなというふうに思っておりますけれども、そうできるかどうかは今はお返事はできません。
- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 勝手な認識とかそう言われても困るのです。自分はどうですかという質問に対してそれが違っているのか、それともそうなのかということを聞いているので、自分がそういう受け取り方が間違っているのであれば間違っていますというふうに答弁するべきだと思いますし、町長がきちんとした思いがあるのであれば、何もデータとか決算をはみ出て聞いているわけではなくて、データとして決算上では増減ゼロでということも伝えているはずなのです。それをもって私はそう思っているという話でお話ししているつもりなのですけれども、見解の相違であなたはこう思っているけれども、私は違うのであればきちんと違う理由と、コロナはあくまでも自分は言い訳というか、理由にはならないと思うのです。4年前から町長が町民に対して約束して任期中に方向性を定めると、そしてあるときは1億円きちんと積んで準備もしたと思うのです。ただ、令和2年の決算分に関しては数字では変化はありませんと、そういうふうに自分は思っているのです。なので、もう一度きちんとした答弁をいただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○金木委員長 駒井町長。
- ○駒井町長 おっしゃるとおり、庁舎の基金については1億六千何がしでしたか、現在持っておりまして、それをさらに上乗せしてできる部分があれば上乗せしたいですし、1年でそういった方向性ができるかについては今は持ち合わせておりませんので、そこのとこ

ろは答弁できませんので、よろしくお願いします。

○金木委員長 小寺委員。

○小寺委員 あまり言ってもしようがないと思うのですけれども、町長自ら町民の方に約束したことなので、それはできなかったというふうに、1年でするのだろうと思うのですけれども、今の段階では何も決めていないしというふうに自分は捉えたので、しっかりと方向性を出せないのであればきちんと出せないというふうに議員も含めて町民に説明するべきだと思いますし、先ほど新聞の記事にもありましたけれども、防災の基地として庁舎というのは重要な拠点になってくると思うので、それはどこのタイミングで造っていくかというのは本当に防災にとっても大事な考え方、町長として町民に対しても示すべきだというふうに自分は思っていますので、ぜひ近いうちに方向性をいろいろな協議をした中で示していただきたいなというふうに思っています。最後に何かありますか、庁舎に関しては。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

- ○金木委員長 逢坂委員。
- ○逢坂委員 ちょっと確認の意味で。

2款の総務費、ページ数が33ページ御覧いただきたいと思います。8目の自治振興費なのですが、細節の中で予備費の充用、これ2件上がっています。私今までの経験でいうと、予備費の充用というのは緊急時だとか、よっぽど足りない限りは予備費の充用というのはされていないと、するものではないというふうに、法的ではないけれども、そういう縛りもきちっとあるのですけれども、10節の需用費、それから13節の使用料及び賃借料、これに予備費を充用しています。それで、あまり深くは追及しませんから、私も分かっていますので、予備費を使いながら不用額が大きな金額になっているのです。予備費を緊急的に充てておきながら、13節でいうとほぼ予算額に近いような不用額を出していると。これはどういうことかということと、需用費というのは予備費を使うようなものではない。緊急的に使うような節目ではないのですよ、需用費というのは。それから、節間移動というのは十分できるのです、予算上。御存じのとおり。それから、負担金補助、これで500万以上余しているのですよ、ここで。そうすると、ここに予備費を充用するという意味が私としては普通の予算執行上、本当の緊急的なものがあれば別ですけれども、考えられないのですけれども、その辺説明だけできればしていただきたいと思います。

- ○金木委員長 財務課、大平課長。
- ○大平財務課長 お答えいたします。

自治振興費のところの予備費に関してですけれども、これにつきましては最終的には事業としてはそんなに動かなかったのですけれども、コロナウイルスの関係で入浴支援事業、これを実施したいという形でご説明をさせていただいたと思います。コロナウイルスに関係しまして地方創生臨時交付金、これを充てようとすると補正予算もしくは予備費を充用したものでないと交付金が充当できない、そういう形で通知が来てございます。したがい

まして、この事業につきましてはご説明をして補正をするまでの時間に対応しなければならない部分がございましたので、節間流用等々では交付金の対象にならないものですから、ここにつきましては予備費を充用させていただいたと、そういう状況でございます。

- ○金木委員長 逢坂委員。
- ○逢坂委員 それであればもっと私のほうから聞きます。10節の需用費でコロナに対応するために何を必要だったのか、幾らだったのか、それから13節の使用料及び賃借料、これに対してもどの部分で幾らの金額が必要だったのか、それそうしたら詳しく教えてください。
- ○金木委員長 町民課、宮崎課長。
- ○宮崎町民課長 お答えいたします。

まず、13節の使用料及び賃借料の部分ですけれども、この部分につきましては入浴支援事業の温泉の入浴料ということで、隣町の温泉施設に入る部分について1回当たり400円の利用料ということで、この部分を相当数の数を見込んだ中で充用しているというところです。それと、10節需用費につきましても同じくコロナ関連で行う予定だった入浴支援事業を行うために漁村センターですか、の入浴施設の部分を開放するための準備に必要な経費等があったということで、先ほど大平課長からも言いましたけれども、タイミングの部分の問題があったので、それで予備費を充用しているという状況でございます。以上です。

- ○金木委員長 逢坂委員。
- ○逢坂委員 あまり追及はしたくないのですけれども、であれば節間移動でなぜできなかったのかなと。終わった時点では数字は出ているのですけれども、途中ではできなかったのだろうというふうには理解しています。そういう理由でいいですか。
- ○金木委員長 財務課、大平課長。
- ○大平財務課長 お答えいたします。

先ほどもご答弁させていただきましたが、交付金を活用するに当たっては補正予算もしくは予備費の充用という形で通知が来てございましたので、節間では交付金が充てられませんので、予備費を充用させていただいたという形になっております。

- ○金木委員長 逢坂委員。
- ○逢坂委員 分かりました。ほかにコロナ関係で予備費を必要とされたものは、そうした らなかったということで、そういう理解でよろしいでしょうか。現行予算で間に合ったと いうことでよろしいでしょうか。
- ○金木委員長 財務課、大平課長。
- ○大平財務課長 お答えいたします。

他の交付金関係につきましては補正予算で予算確保させていただいていますので、予備 費充用という形ではこの事業以外はさせていないです。

(何事か呼ぶ者あり)

- ○金木委員長 財務課、大平課長。
- ○大平財務課長 お答えいたします。

大変申し訳ございません。1つ抜けてございまして、3款民生費の2項の部分で、ページ数でいきますと39ページになりますけれども、ここの児童福祉費の1目児童福祉費の19節扶助費、ここの部分についても予備費になっておりますけれども、これにつきましては準要保護世帯の部分で給食支援ということで、ここについても補正まで時間が足りませんでしたので、一部予備費を充用してございます。

以上です。

- ○逢坂委員 分かりました。あまり納得しませんけれども、いいです。
- ○金木委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで討論を終わります。

これから認定第1号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和2年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定については原案 のとおり認定されました。

認定第2号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、 これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和2年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認 定については原案のとおり認定されました。

認定第3号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 令和2年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 については原案のとおり認定されました。

認定第4号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで討論を終わります。

これから認定第4号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 令和2年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第5号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで討論を終わります。

これから認定第5号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 令和2年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いては原案のとおり認定されました。

認定第6号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで討論を終わります。

これから認定第6号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 令和2年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第7号 令和2年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで討論を終わります。

これから認定第7号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 令和2年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第8号 令和2年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、これから 質疑を行います。

小寺委員。

○小寺委員 決算資料の11ページ、工事の中の16番、自家発電機器の関係です。このときに予算委員会でも話になって200キロと80キロの自家発電の設備を入れるという話だったのですけれども、きちんと稼働できる状況にいつでもできる状況にあるのか、また当初はどこかきちんとしたところに入れてほかのところでも移動が利くことも可能かなという話もあったりしたのですけれども、その辺発電機の今の現状どのようになっていますでしょうか。

- ○金木委員長 上下水道課、棟方課長。
- ○棟方上下水道課長 お答えいたします。

発電機につきましては、委員おっしゃるように、浄水場につきましては200キロボル トアンペア、導水ポンプ場につきましては80キロボルトアンペアの発電機を設置して、 いつでも使えるような状況となっております。ご質問ありました設置の方法のところだっ たのですけれども、まず移動して使えるかという部分につきましては、何せ大きくて重い もので大きなクレーンでないと移動できないようなものでありますことから、どこか別な 場所に移動して使うということは想定はしておりません。設置場所につきましても、予算 要求させていただいたときには浄水場につきましては既設の車庫、導水ポンプ場につきま しては横に仮設の小屋的なものを作製して設置をするということで想定はしていたところ なのですが、実際うちで使用するような停電時において手動で電源を切り替えて非常用電 源として使用するような運用の場合ですと、乾式の発電機でありましても自家発電施設と いうような扱いになることから、電気事業法や消防法及び火災予防条例等の規制を受ける ような状況になることが判明しましたので、屋内に設置するということになりますと、そ の部屋が完全不燃専用室ですとか、あと排気のための換気設備の設置等も必要になるよう な状況でしたことから、当初の予定とは変更しまして敷地内に鉄筋コンクリートの基礎を 打ちまして、その上にボルトで固定して設置をするというようなことで設置をしておりま す。通常時におきましては、保管用のシートをかけることによって風雨をしのぐような形 にしまして、冬期間におきましては仮囲いで雪を防ぐというようなことで、非常時にはそ れを全部取り払って使用できるような状況になっております。

以上です。

- ○金木委員長 小寺委員。
- ○小寺委員 予算のときには車庫に入れて、自分はそれで雨風、雪も含めた対応もいくのかなと思ったのですけれども、今は野ざらしとまでいかないけれども、そこにシートをかぶせてというもので本当にいいのか、それともきちんと、結構高価な発電機なので、きちんとしたと言ったら変ですけれども、上物も今後考えていくのか、外に置いておいて使う、初めから外に置く用だったらいいのですけれども、当初は屋根がある中で使用を考えていたものと違うものか同じものなのか、今後それをどうしていくのかというのがもし分かれば教えてください。
- ○金木委員長 上下水道課、棟方課長。
- ○棟方上下水道課長 お答えいたします。

説明不足で申し訳ありませんでした。発電機自体は全天候型で屋外使用を前提としたもので、屋外のよく工事現場とかでも使用しているような全然外で使って問題ないものです。ただ、一応保管するに当たりましてはそうやってカバーをかけて雨風をしのぐというような形で対応しているところでございます。

○金木委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 これで討論を終わります。

これから認定第8号について採決します。

本案は、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金木委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号 令和2年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定については原案のとおり可決及び認定されました。

以上で各会計決算認定については、それぞれ可決及び認定することに決定しました。再 開する本会議において報告することにいたします。

◎町長挨拶

- ○金木委員長 次に、駒井町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。 町長、駒井久晃君。
- ○駒井町長 令和2年度の各会計決算認定に際しまして、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからず、経済的に厳しい情勢が続く中でも時代の変化に適切に対応しながら身の丈に合った行財政運営を心がけなければなりません。次年度の予算編成に向かっていくに当たり、本委員会でいただいたご意見を参酌し、限られた財源の中で効率的な取組を進められるよう慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

各会計決算につきましてご承認いただきましたことにお礼を申し上げます。 以上をもちまして挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎委員長挨拶

○金木委員長 それでは、委員長退任に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。 委員各位におかれましては、終始熱心に審査を賜り、誠にありがとうございました。また、理事者各位におかれましても、本日の資料の作成並びに審査の円滑な運営にご協力いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。皆様方のご理解とご協力により、決算特別委員会の議案審議を滞りなく終了することができました。心よりお礼を申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。

長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 3時16分)